

悪質商法・架空請求にご注意ください！

近年、巧みな話術で親切そうに話をもちかけ、不要な物売りつけて高額な請求をするといった悪質な訪問販売が急増しています。最近特に、高齢者や障がい者などが、複数の業者に高額な商品の販売を繰り返されるなど、トラブルが後を絶ちません。被害にあわないためには、本人の強い意志と、まわりの方々の見守りが大切です。また、被害にあったかも知れない時は、一人で抱え込まずにまわりの人に相談することが大切です。

例えばこんな手口が…

心につける悪質商法

○事例1

数十万円もする高価な掛け軸の購入を勧める電話があり、「購入しないと不幸になる。家が廃れていく」などと脅され不安になって承諾してしまっただ。家族にも知られたくないし、どうしたらよいか。



○事例2

印鑑のセールスマンがやってきて「息子に良縁がある。家が繁栄する」などとほめるので、高価な印鑑を購入することになってしまった。後日

考え直して、断り・解約の電話をかけたが業者は聞き直って対応してもらえない。



注意点

購入を勧められても、必要ないものはきっぱり断りましょう。冷静になり、必要ないと思う場合は消費生活相談窓口にご相談しましょう。法律で定められた期限内であればクーリングオフができたり、違法な販売方法の場合、日数が経っていても解約できたりします。このような悪質商法では、一度契約にのめると、次々と購入を迫るケースがあります。くれぐれもご注意ください。

携帯電話などへの架空請求

○事例

「有料サイトの無料期間が終了したが、退会されていないので料金を支払ってください」というようなメールが届き高額な利用料金の支払を要求された。また、確認のため連絡先へ電話すると高圧的な態度で度々請求の電話がかかってくるようになった。



注意点

「サイトを利用したときに知らずに登録したのでは…」と不安を持つ人もおられるかもしれませんが、サイトに接続しただけでは登録申し込みをしたことにはなりません。

身に覚えのない請求メールが来ても、あわてて相手方に連絡することなく冷静に対処しましょう。また、悪質なサイトでは、登録したとたんに、たくさん迷惑メールが来ることもあります。不用意に個人情報を出さないよう気をつけましょう。

事例で紹介した以外にも、悪質な業者はさまざまな手口で生活者に迫ってきます。被害にあわないためには、冷静に対応し、巧妙なセールストークなどに応じず、強い意志を持って遠慮なくきっぱり断ることです。

もし契約してしまっても…

訪問販売の場合、契約後一定の期間であればクーリングオフによる契約の解除ができます。

・自分で判断できなくて困ったとき
・不安を感じたとき

困ったときは一人で悩まず、早めに相談してください。

◆相談・問い合わせ先

●滋賀県消費生活センター

(彦根市元町4-1)

滋賀県湖東合同庁舎内

☎074912310999

相談時間 9時15分～16時

(土日可)

●役場住民課

生活環境交通担当

☎②6578 有線⑤7784

相談時間 8時30分～17時15分
(月～金)